

水道料金の基本料金減額について

平素は、町行政推進のためご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、鬼北町水道をご利用の皆様の経済的負担軽減を目的として、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を活用し、令和 7 年 8 月及び 9 月分水道料金(2 か月分)について、基本料金の 2 分の 1 を減額いたします。なお、申し込み手続き等は不要です。

○対象者

鬼北町で給水契約をしている方(官公庁等を除く)

○実施期間

令和 7 年 8 月及び 9 月検針の 2 か月分(令和 7 年 7 月及び 8 月使用分)

○内容

水道料金から基本料金の 2 分の 1 を減額(基本料金はメーター口径によって異なります。各口径の基本料金については、鬼北町 HP をご覧ください。)※超過料金は対象外
(減額例) 上水道、メーター口径 13mm の場合

使用水量	料 金 計 算	減額後の料金
8 m ³ 以下	1,870 円－935 円＝935 円 (水道料金)－(基本料金の 2 分の 1)	935 円
10 m ³	2,420 円－935 円＝1,485 円 (水道料金)－(基本料金の 2 分の 1)	1,485 円
20 m ³	5,170 円－935 円＝4,235 円 (水道料金)－(基本料金の 2 分の 1)	4,235 円

○注意事項

- ① 期間終了後(令和 7 年 10 月分以降)は従来 of 料金となります。
- ② 検針時にお渡しする「水道使用量のお知らせ」には従来 of 料金が表示されますが、請求時には減額後の料金となります。

お問い合わせ先
鬼北町役場水道課 坂本
Tel45-1111(内線 2402)